

ながれすぎ光風苑短期入所(空床)料金表

令和元年.10.1～
単位:日額 円

		介 護 予 防		介 護 サ ー ビ ス				
		要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本 料金	従来型	445	554	596	665	736	805	874
体制 加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ			18	介護福祉士が60%以上配置されている場合			
	看護体制加算(Ⅰ)			4	常勤の看護師1名以上配置している場合			
	看護体制加算(Ⅱ)			8	①看護職員の常勤換算で25:1以上の配置(端数切り上げ) ②看護職員が最低基準+1人以上 ③看護職員により24時間 の連絡体制が確保できる場合			
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)			15	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上 上回っており、夜勤帯を通じて看護職員を配置しているこ と、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場 合(介護予防を除く)			
	機能訓練体制加算			12	機能訓練指導員を配置している場合			
個別 加算・ 減算	療養食加算			8	療養食を提供した場合(1食毎)			
	送迎加算			187	利用者の自宅から当該施設まで、送迎した場合(1回毎)			
	若年性認知症利用者受入加算			122	若年性認知症者を受け入れた場合			
	緊急短期入所受入加算			92	利用者や家族等の事情により、居宅サービス計画において 計画のない短期入所生活介護を受けた場合			
	認知症行動・心理症状緊急対応加算			203	認知症の行動・心理症状が認められ医師が緊急に短期入 所生活介護が必要と判断した場合			
	在宅中重度者受入加算			420	利用している訪問看護事業所からサービスの提供を受けた 場合(介護予防を除く)			
	医療連携強化加算			59	経管栄養や胃瘻等医療処置が必要で、看護師による定期 的な巡視と緊急やむを得ない場合の対応を取り決めている 場合			
	長期利用減算			△ 31	連続30日を超えて同一事業所を利用した場合			
介護職処遇改善加算(Ⅰ)				介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に8.3%を乗じた額				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)				介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に2.7%を乗じた額				

- * 上記料金には、富山市の地域単価10.17を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- * 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。
- * 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。また介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

負担段階		第4段階	第3段階	第2段階	第1段階	備 考
食 費		1,392	650	390	300	入所日・退所日において食事の提供が1食の場合は464円、2食の場合は928円とします。なお軽減対象(第1段階～第3段階)の方は負担限度額までとします。
滞 在 費	多 床 室	860	370	370	0	
	従来型個室	1,180	820	420	320	
その他の費用 (利用された場合のみ)		通常の献立とは別に希望により食事を提供した場合・・・追加分実費相当額				
		嗜好品・外出などの行事でかかる費用・・・実費相当額				
		喫茶代・理美容代・電話料・医療費及び保険外材料費他				

* 利用者負担段階が上記1～3段階に該当し、軽減を受ける方は市町村へ負担限度額認定の申請が必要です。認定がおり認定証が発行された場合は利用の際にご持参願います。